

福島県と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携協力することにより、郵便局ネットワークの活用を通じて、福島県の東日本大震災からの復興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携協力する。

- (1) 東日本大震災からの復興に関すること
- (2) 観光及び県産品の振興に関すること
- (3) 地域の暮らしの安全・安心の確保に関すること
- (4) 環境保全に関すること
- (5) 災害対策に関すること
- (6) ダイバーシティに関すること
- (7) 未来を担う子ども・青少年の健全育成に関すること
- (8) 健康づくりに関すること
- (9) その他前条の目的を達成するための施策に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（費用等）

第4条 本協定に関連して各当事者に生じる費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月14日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事

内堀雅雄

乙：東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
日本郵便株式会社
代表取締役社長

不動山邦也